

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和6年5月16日(木)		開催場所	ときわ会館 5階小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時5分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	欠席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	欠席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
	11	浅子 幹夫	出席			
事務局	事務局長	酒井 利和	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主任	武内 勇作
	事務局次長	石川 秀徳	農業振興課課長補佐兼 管理・振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	武田 努	農業振興課主事	林 尚史		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主査	阿久津 正浩		
議案	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第11号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第13号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第14号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第15号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第16号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第17号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について				
議案第18号	農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について ・農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・農地改良の届出（市街化調整区域）について ・2a未満農業用施設の届出について ・営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について 					

<p>1 開 会 浅子会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和6年5月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「発言の際のマスク着用」については任意といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつをお願いいたします。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 浅子会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名のうち小川委員、角谷委員が欠席していますので出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p> <p>事務局に確認します。</p> <p>本日、傍聴希望者は、いらっしゃいますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現時点では、傍聴希望者はありません。</p> <p>ただし、これから希望者が現れた場合、随時入室する場合がありますので、ご承知おきください。</p>
<p>3 署名委員の指名 浅子会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号7番 清水 孝洋 委員</p> <p>議席番号8番 井原 委員</p> <p>を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

議	長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。</p>
中	村 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、県立大宮南高校の南東1kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。 通作距離は10mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、トマト、ナス、キュウリの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。</p>
中	村 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立植水中学校の南東400～600mに位置する、水田が広がる地域の畑です。 通作距離は4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、オリーブの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。</p>
中	村 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立植水小学校の南東450mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は70mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ネギ、トマト、ジャガイモの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。</p>
金	子 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立馬宮西小学校の北西1.5kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は2.87kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員		<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立和土小学校の北東800mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。 通作距離は850mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、カボチャ、スイカの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員		<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、目白大学の南西1.5kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は200～300mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員		<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は、市立柏陽中学校の北東300mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は250mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモ、サツマイモの予定で問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第10号について、賛成の方の挙手を求めます。賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員		<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成であります。議案第10号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
小 林 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、県営しらこぼと水上公園の北910mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業等からの要望により貸駐車場として利用するためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、和土地地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
富 田 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、南下新井配水場の北410mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関 根 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、金重配水場の南西110mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は住宅敷地です。 申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>

<p>関根委員</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、金重配水場の南西110mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業等からの要望により貸駐車場として利用するためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>中山委員</p>	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺中学校の西190mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 以上、議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>議案第11号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
<p>議長</p>	<p>総員賛成でございます。 議案第11号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。</p>
中 村 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は議案書記載のとおりで、大久保浄水場の北200mに位置する農振農用地です。</p> <p>転用目的は農地改良で、申請理由は、申請地は水路から安定して水の供給が得られず、稲作に適さないためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。</p>
金 子 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立馬宮中学校の西520mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在、義父母・義祖父母と同居しているが、手狭であることから、義祖父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は農用地区域外です。</p> <p>申請地は、北部配水場の南470mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で幼稚園を運営しているが、認定こども園への移行に伴い、既存の駐車場を送迎スペースの用に供する必要があるため、申請地を新たな駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>

菅間委員

番号4番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、北部配水場の北310mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号5番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。

菅間委員

番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、医療法人三慶会 指扇病院の西50mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は駐車場です。
申請理由は、現在、医薬品の小売業を営んでいるが、来客用の駐車場が不足していることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号6番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。

菅間委員

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は申請地4筆中3筆が農振農用地、1筆が農用地区域外です。
申請地は、北部配水場の東160mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地及び農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号7番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。

菅間委員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、北部配水場の北東180mに位置する農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号8番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。

菅間委員

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、市立指扇中学校の北西550mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は自己用住宅です。
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番、大砂土地区、長島委員議案説明をお願いいたします。

長島委員

番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、JR土呂駅の東900mに位置する農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号10番、春岡地区、長島委員議案説明をお願いいたします。

長島委員

番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、春おか広場の西に位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は駐車場です。
申請理由は、現在、市内で自動車修理販売業を営んでいるが、既存駐車場が手狭であることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号11番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。

事務局

番号11番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、市立片柳中学校の南東800mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場の売却に伴い、申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号12番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。

事務局

番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、見沼消防署の南西400mに位置する農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号13番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。

事務局

番号13番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、市立第二東中学校の東100mに位置する農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号14番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。

清水孝洋委員

番号14番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、県立浦和北高校の西250mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は資材置場です。
申請理由は、現在、市内で消防施設工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号15番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。

清水孝洋委員

番号15番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、大久保浄水場の東550mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は自己用住宅です。
申請理由は、現在、父の家に間借りで暮らしているが、手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号16番、土合地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。

清水孝洋委員

番号16番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、JR中浦和駅の北700mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は資材置場です。
申請理由は、現在、市内で解体業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号17番、野田地区、横山委員議案説明をお願いいたします。

横山委員

番号17番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、県立浦和東高等学校の南西230mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で建設資材のリース業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号18番、野田地区、横山委員議案説明をお願いいたします。

横山委員

番号18番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農用地区域外です。
申請地は、市立野田小学校の北東540mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は学校敷地です。
申請理由は、現在、私立高校を運営しているが、中等部を新設することに伴い、申請地を新たにスクールバスの出入口及び緑地として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号19番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。

小泉委員

番号19番についてご説明いたします。
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。
農振法は農振農用地です。
申請地は、市立新和小学校の南西220mに位置する農振農用地です。
転用目的は農地改良です。
申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、影響はありません。
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号20番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。

中山委員	<p>番号20番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北東1kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、市内で板金・塗装業を営んでいるが、既存の駐車場の一部を返却することになったことから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号1番について伺います。申請地周辺は田んぼが広がっているようですが、水路から水の供給がなく、稲作に適さないため、田畑転換したいとのことでした。申請地周辺がそのような状況なのか、耕作状況を教えていただきたい。また、申請地を嵩上げすることにより、水路が埋まってしまうなど、周辺農地に影響はないか確認したい。</p>
事務局	<p>現地調査の際に申請者に確認したところ、水の供給があるのは申請地北側の道路を挟んだ区画までとのことで、申請地では西側の水路からポンプで水を汲み上げていると伺っております。また、申請地の東側の区画もポンプで水を汲み上げているようであるとも伺っております。周辺農地への影響につきましては、隣地や水路に対して、素掘り・法面を設けることにより被害が生じないように施工する旨を確認しております。</p>
井原委員	<p>番号10番について伺います。周辺農地の被害防除施設は木製とのことですが、将来はブロック積みにはできないでしょうか。実は、過去に木製で承認したところ、腐食して倒れて困ってしまったことがありました。そのため、ブロックや鋼板のような施設にさせていただいた方が良く考えますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の計画は新設木柵・板柵とのことで、申請者から「将来、ブロック積みにする」という意向はありませんが、本委員会においてご意見をいただいた旨を申請者にお伝えし、改善の検討を要請します。</p>
小林委員	<p>番号1番について伺います。搬入土発生場所の工期が令和6年3月までとなっていますが、一度、どこかに堆積してあるということでしょうか。</p>
事務局	<p>施工業者が所有する一時堆積場所で保管していた土を搬入する計画でして、一時堆積場所につきましては、雑種地として適法に設置されていることを確認しております。</p>

小林委員	番号1番についての意見なのですが、既に水路から水の供給がないのであれば、嵩上げせずにそのまま畑利用していただければ、周辺農地への影響がないように思います。
議長	その他に何かございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第12号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第12号について、許可することに決定いたします。

議	長 続きますして、議案第13号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。 番号1番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。
中 村 委 員	番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議	長 ありがとうございました。 続きますして番号2番、植水地区、中村委員議案説明をお願いいたします。
中 村 委 員	番号2番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議	長 ありがとうございました。 続きますして番号3番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。
金 子 委 員	番号3番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による農地の中間管理権の取得で、特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議	長 ありがとうございました。 続きますして番号4番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。

金子委員

番号4番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定4か月の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号5番、大砂土地区、長島委員議案説明をお願いいたします。

長島委員

番号5番についてご説明いたします。
使用賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ハウレンソウ、カブです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.2kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号6番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。

事務局

番号6番についてご説明いたします。
使用賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ネギです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は9.1kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号7番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。

事務局

番号7番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ネギです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は9.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号8番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。

事務局

番号8番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号9番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。

事務局

番号9番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号10番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。

事務局

番号10番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号11番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。

事務局

番号11番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は7.7kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号12番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号12番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による農地の中間管理権の取得で、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号13番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号13番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による農地の中間管理権の取得で、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号14番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号14番についてご説明いたします。
賃借権の再設定1年3か月の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ネギ、ジャガイモ、ブロッコリーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は19.6kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号15番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号15番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社が研修地として利用するため、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号16番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号16番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社が研修地として利用するため、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号17番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西 形 委 員

番号17番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、サトイモ、ヤツガシラです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして番号18番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。

清 水 孝 洋 委 員

番号18番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ヒマワリです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は10mです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして番号19番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。

清 水 孝 洋 委 員

番号19番についてご説明いたします。
使用賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして番号20番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。

清水孝洋委員

番号20番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ウメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は170mです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号21番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。

清水孝洋委員

番号21番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ヘアリーベッチです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は150mです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号22番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。

清水孝洋委員

番号22番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ナスです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は270mです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして番号23番、尾間木地区、榎本委員議案説明をお願いいたします。

榎 本 委 員

番号23番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、切花です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は800mです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして番号24番、野田地区ですので、私が説明いたします。

浅 子 委 員

番号24は使用貸借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ヤツガシラです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は650mです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

続きまして番号25番、野田地区ですので、私が説明いたします。

浅 子 委 員

番号25は使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による農地の中間管理権の取得で、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

続きまして番号26番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。

小林委員

番号26番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.4～2.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号27番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。

関根委員

番号27番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は460mです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号28番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。

関根委員

番号28番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号29番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。

関根委員

番号29番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号30番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。

関根委員

番号30番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.7kmです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号31番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号31番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による農地の中間管理権の取得で、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号32番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号32番についてご説明いたします。
賃借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は370mです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号33番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号33番についてご説明いたします。
賃借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は370mです。
特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして番号34番、慈恩寺地区、中山委員議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号34番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定7年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による農地の中間管理権の取得で、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

西形委員

番号4番について伺います。賃借権の期間が4か月とのことですが、その設定理由を教えてください。また、譲渡人がさいたま市とのことなので、参考までに市がその農地を取得したいきさつも伺いたい。

事務局	<p>賃借権の期間が4か月となった理由についてですが、申請者より「米を収穫するまで借りたい」との希望があり、本市の資産経営課と申請者とで合意したものです。</p> <p>農地取得のいきさつにつきましては、市立馬宮西小学校の用地取得のために、代替用地として昭和46年3月12日に取得したのですが、使用されずに現在に至ったものです。</p>
小林委員	<p>番号4番に対する意見ですが、賃借権の期間について、たしかに4か月で米を収穫することはできますが、農地の適正管理という点はいかがなものかと思えます。賃貸借ではなく、無償貸与とすることで長期に適正管理していただいた方が良く考えます。</p>
事務局	<p>委員の仰るとおりで、市としても中長期的に管理していただきたい旨を申し出ましたが、申請者から「今、作付けしているものを収穫したら返還したい」と希望され、折り合いがつかなかったと伺っています。</p> <p>来年以降につきましては、中長期的な賃借権設定または農地中間管理機構による貸借を進めてまいりたいと考えております。</p>
議長	<p>その他に何かございますでしょうか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思えます。</p> <p>議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成ですので、議案第13号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第14号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、大砂土地区、長島委員、説明をお願いいたします。</p>
長 島 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第14号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第14号について、認定することと決定いたします。</p>

議	<p>長 続きまして、議案第15号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>議案第15号につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。 議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p>
議	<p>長 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第15号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	<p>長 総員賛成でございますので、議案第15号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	<p>長 続きまして、議案第16号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>議案第16号につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p>
議	<p>長 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第16号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議	<p>長 総員賛成でございますので、議案第16号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	<p>長 続きまして、議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）にある「賃借権の設定等を受ける者」へ貸し付けることが適切か否かについて、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>番号1の内容について説明をいたします。こちらの案件は、申請地を農地中間管理機構から借受人に対して、賃借権で10年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地は議案第13号番号3番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして、番号2の内容について説明をいたします。こちらの案件は、申請地を農地中間管理機構から借受人に対して、賃借権で10年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地は議案第13号番号3番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして、番号3の内容について説明をいたします。こちらの案件は、申請地を農地中間管理機構から借受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地は議案第13号番号12番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして、番号4の内容について説明をいたします。こちらの案件は、申請地を農地中間管理機構から借受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地は議案第13号番号13番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして、番号5の内容について説明をいたします。こちらの案件は、申請地を農地中間管理機構から借受人に対して、使用賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地は議案第13号番号25番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして、番号6の内容について説明をいたします。こちらの案件は、申請地を農地中間管理機構から借受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地は議案第13号番号31番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして、番号7の内容について説明をいたします。こちらの案件は、申請地を農地中間管理機構から借受人に対して、賃借権で7年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地は議案第13号番号34番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p>

議	長	ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
金	子 委 員	番号3について伺います。作付計画が「枝物」となっていますが、具体的にどのようなものでしょうか。
事	務 局	申請者よりナルコユリやヒメナンテン、ウメモドキ等を生産される予定と伺っております。
菅	間 委 員	番号3番と4番、6番について伺います。通作距離がそれぞれ21.3km、8.4km、11kmと離れており、適正管理できるのか疑問に思います。カメムシの異常発生等がありますので、防除を指導していただいた方が良く考えます。
事	務 局	通作距離は離れておりますが、200日従事するとの申請をいただいておりますので、適正管理していただけたらと考えております。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第17号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。
各	委 員	— 総 員 賛 成 —
議	長	総員賛成でございます。 議案第17号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第18号、農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>こちらの議案は、総筆数4筆、面積1,645平方メートルについて、埼玉県農林公社への農地中間管理権を設定する農用地利用集積計画の決定、及び農林公社から譲受人1名への農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会に対して決定及び意見照会があったものです。</p> <p>本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第18号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員 議 長	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でありますので、議案第18号について本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和6年4月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。 農地法第6条の2第1項の規定による報告でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良（市街化調整区域）の届出でございます。 2a未満農業用施設の届出でございます。 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてでございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅 子 委 員	<p>私から営農型太陽光発電に関する報告について質問します。番号3番から5番は、作付計画が「ゆず」となっており、収穫までに期間を要すると思います。許可に際しては、通常の収穫量の8割程度収穫するような基準があったと思いますが、報告に際して収穫量の報告は義務付けられていないのでしょうか。また、収穫までに期間を要するものについては、どのように取り扱っているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>手元に資料がないため、次回の定例会で改めて報告させていただきます。</p>
議 長	<p>他にございますでしょうか。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言 本田会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和6年5月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>